

令和 8 年度原子力規制委員会
第33回会議議事録

令和 8 年 9 月 30 日（水）

原子力規制委員会

令和 8 年度 原子力規制委員会 第33回会議

令和 8 年 9 月 30 日

10:30～11:00

原子力規制委員会庁舎 会議室 A

議事次第

議題 1：運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案に対する意見公募の結果及び告示の改正

議題 2：特定の共通事項に係る技術文書に関する技術評価の実施（3次元核熱結合動特性解析コードTRACG05）

○山中委員長

それでは、これより、第33回「原子力規制委員会」を始めます。

本日、ホームページに不具合が生じているようでございますので、事情の方を総務課長から説明をお願いします。

○湯本総務課長

総務課長の湯本でございます。

ただいま、原子力規制委員会のホームページで資料の方が掲載をされているところをクリックすると白くなってしまいまして、見られない形になっております。ダウンロードを試みていただきまして、それでも見られないという形もあるかと思いますけれども、今、至急復旧作業をしておりますので、お待ちいただければと思います。申し訳ございません。

○山中委員長

大変恐縮ですけれども、しばらく修復の方をお待ちいただければと思います。

それでは、最初の議題でございますけれども、「運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案に対する意見公募の結果及び告示の改正」です。

説明は、実用炉監視部門の志間管理官からお願いいたします。

○志間安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の志間でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、資料通しページ1ページ目でございますけれども、1.と2.の趣旨と経緯でございますけれども、本議題は、令和8年7月22日の第22回原子力規制委員会におきまして、運転責任者に係る基準に関する規程の改定案について意見公募の実施が了承されました。それに基づきまして意見が寄せられ、それに対する考え方をまとめましたので、これについてまず御了承いただきたいというのと、運転責任者に係る基準等に関する規程の改定の決定について付議させていただくものでございます。

続きまして、3.でございますけれども、意見公募の実施結果でございますけれども、提出意見の数としては8件を寄せられてきております。

4.になりますけれども、提出意見に対する考え方について御説明をさせていただきたいと思います。

資料通しページ3ページを御覧ください。別紙1でございます。順に説明をさせていただきたいと思います。

まず、整理番号1-1の御意見でございますけれども、こちらの御意見は、内容といたしましては、運転責任者の判定方法の確認を廃止する、制度自体をなくしてしまうというちょっとした誤解をしている御意見だと考えられます。3年ごとの確認廃止に反対するという御意見が寄せられてきております。

こちらに関しましては、意見に対する考え方といたしまして、原子力規制委員会による確認に関する手続等、確認の有効期間を見直すというのが今回の改正の趣旨であるという

ことを説明させていただいた上で、発電用原子炉設置者による運転責任者の判定の実施と原子力規制委員会による運転責任者の判定の方法の確認を廃止するものではないという考え方を明確に返させていたきたいと考えております。

その上で、改めて今回の改正の趣旨といたしましては、確認の有効期間が3年という有効期限を持っているがゆえに、判定方法の変更の内容がなくても運転責任者の判定方法の確認申請が3年ごとに行われるといった状態となっておりまして、形式的な変更の確認にとどまっているようなところにもなっておりまして、3年ごとに確認する意義が薄れていることから、今回変更があるところに関して確認申請を求めるという形に制度変更をしようとするものであるという説明を加えさせていただいております。

その上で、原子力規制検査におきましても運転責任者の判定方法が設置者によって適切に実施されているかどうかについては、原子力規制検査で確認をしているといったことも付け加えさせていただいている考え方をまとめさせていただいております。

続きまして、1－3につきましては、今回確認を要する変更の対象から軽微な変更については届出で済ませて、審査をしないようにしてはどうかという御提案をいただいております。

こちらにつきましては、今回の改正というものは、判定方法の手続を見直すものであって、その有効期間を廃止して、設置者が確認を受けた事項を変更しようとする場合に限って、原子力規制委員会から変更の確認を受けるようにするものであるということを説明させていただいた上で、今後の改正後の手続の運用実績を踏まえた上で、もし必要であれば軽微届出といったカテゴリーを作るようなことも検討することを考えさせていただきたいという考え方をまとめさせていただいているところでございます。

続いて、1－4は今後運転責任者に係る基準を強化するようなことがあった場合に、事業者自らがその判定方法を規制強化に合わせる形に改善をしないようなことがあった場合に、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）による保安措置命令のようなものを下して、法的に変えさせることができるのかどうかといったところの御意見が出されております。

こちらにつきましては、原子炉等規制法の第43条の3の23の規定に基づきまして、発電用原子炉の運転に係る設置者が講ずる措置が実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）第87条の規定に違反していると認めるときには、その設置者に対して発電用原子炉等の運転方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができることとされています。更に、実用炉規則第87条第4号には、運転責任者の判定方法が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けることも明記されております。したがって、原子炉等規制法第43条の3の23の規定に基づき、保安措置命令というものはかけることもできる規定ぶりとなっております。

ただ、実際に事業者がこのような規制強化に応じて運転責任者の判定方法の改善をしな

かった場合に、即座に命令を下すようなものではなくて、事業者に対してそういった改善を行うように行政の方からも指摘をした上で、正当な理由もなくそういった改善をサボタージュしているような場合においては、こういった命令を行うことによって措置することでもできるといった内容であると考えております。

続きまして、通しページ5の整理番号1－5でございますけれども、こちらの御意見は、事業者が定期的に実施体制の妥当性を自律的に評価して、その結果を記録・保管することを検査ガイドに追記してはどうかという御提案でございます。

こちらのよう自主評価・確認につきましては、設置者の品質マネジメントシステムの運用の中で実施することが義務付けられているということをこちら側では考えているといった回答をまとめさせていただいております。

続きまして、整理番号1－7でございます。こちらの御意見は、経過措置で確認の有効期限がなくなるといったことで、現在有効となっている確認が今後も有効となり続けるということでもありますので、現在有効である原子力規制委員会が確認した運転責任者の判定方法というものを公開して、最終確認日というものを分かるようにしてくれといった御意見でございます。

こちらにつきましては、令和8年6月時点におきまして、現在有効な運転責任者の判定方法については原子力規制委員会のホームページ上に公表しております。7ページの中段に掲げさせていただいておりますURLに運転責任者の判定方法の申請書及び原子力規制委員会が確認を行った通知を公表しているところでございますので、こちらのURLを記載させていただいているところでございます。

続きまして、1－8でございます。こちらの御意見は、今回の改正は原子力施設の運転責任者に求められる資格要件や教育訓練、配置基準などを最新の安全要求に合わせて見直すための改定であると理解していますという御意見でございました。

このため、こういった趣旨での改正ではないと。今回は確認に関する手続を見直すものであるといったことから、御理解とは違いますといった回答を御用意させていただいております。

また、御意見提出者からは、KPI（成果指標）の設定をすべきではないかといったこととか、行政事業レビューの趣旨に照らして、客観的な効果検証指標を設定されていない理由を明示してくださいという御意見をいただいております。

こちらについては、まず改正の趣旨が違いますので、御意見のような成果指標の設定が適正であるとは考えていないという考え方を明示した上で、ただ、原子力規制検査におきましては、運転責任者の判定方法の実施内容の妥当性に参考となる部分もあろうかと思っておりますので、その部分も記載させていただいております。また、行政事業レビューに関しましては、予算や基金を用いて実施する事業に該当しないといったことから、効果検証指標を設定していないという理由を明記させていただいているところでございます。

続いて、別紙2になりますけれども、その他の御意見ということで3件ほど頂いており

ます。

簡単に御説明させていただきますと、まず、整理番号２－１につきましては、毎回の確認以降において、関係法令とかガイドの改正内容がきちんと反映されているかどうかとか、また、他のプラントでの運転経験を反映した内容になっているのかどうかということを基本検査でチェックしたらどうかという御意見でございました。

こちらに対しましては、まず、自己評価、法令や運転経験の反映といったものは設置者の品質マネジメントシステムの中で行うことを義務付けているということを明記させていただいた上で、その品質マネジメントシステムがしっかりと運用されているかどうかについては、規制検査、品質マネジメントシステムの運用のガイドを用いて確認しているという回答をまとめさせていただいております。

整理番号２－２につきましては、まず、新検査制度の基本検査で運転責任者の判定方法の遵守状況を厳格に確認することを明確にしてくださいといった御意見でございました。

こちらにつきましては、原子力規制検査でもしっかりとやっておりますし、これからもやるという回答をまとめさせていただいているところでございます。

また、整理番号２－２の方は、他省庁でもモデルとなるようないい改正であるという評価を頂いておりますけれども、他省庁においてもモデルとするかどうかは他省庁が判断する話でございますので、その旨を回答としてまとめさせております。

また、この方は、申請のデジタル化を徹底するようという御意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、もう既に電子申請で申請を受け付けることができるようになっておりますので、その旨を回答としてまとめさせていただいております。

更に、整理番号２－３の御意見は、運転責任者の判定方法の実態といたしまして、JEAC（日本電気協会）の民間規格を導入しているケースがほとんどであるということを7月22日の（原子力規制）委員会でも御紹介させていただきました。それを踏まえての御意見だと考えられるのですけれども、民間規格を利用しているのであれば、その民間規格を使うように推奨すべきという御意見でございました。

こちらにつきましては、原子力規制委員会は運転責任者の判定方法に関する民間規格は、技術評価、いわゆるエンドースということをしておりませんので、その事実関係を書かせていただいた上で、運転責任者の判定方法については法令に基づき適切に確認してまいりますといったところを回答としてまとめさせていただいているところでございます。

以上が意見公募で寄せられた意見に対する考え方でございます。

こちらの考え方につきまして、御意見に対する考え方は別紙１のとおり、その他の意見に対する考え方は別紙２のとおり御了承いただきたいと考えておりますので、こちらについて御審議ください。

また、５．でございますけれども、意見公募で寄せられた意見を踏まえまして、運転責任者に係る基準に関する規程の改定につきまして、別紙３のとおり決定いただきたいと考えております。こちらは7月22日に提示させていただいた告示の改正案から、意見公募で

寄せられた意見を踏まえた上でも変更はなしということで、改めてお諮りさせていただくものでございます。

御審議をお願いします。

○山中委員長

本日初めに紹介させていただきましたホームページの不具合でございますけれども、現在通常どおり復旧しておりますので、資料は御覧いただける状態になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、コメント等ございますでしょうか。

内容についての議論は以前に行っていたところかと思えますけれども、意見公募についての考え方等について何か御意見、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、別紙１、別紙２のとおり、提出意見に対する考え方を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

私も了承してよいと考えます。

それでは、そのとおり了承いたしたいと思います。

その上で、別紙３のとおり、当該告示の改正を決定してよろしいでしょうか。

○杉山委員

決定してよいと考えます。

○長崎委員

決定してよいと考えます。

○山岡委員

決定してよいと考えます。

○神田委員

決定してよいと考えます。

○山中委員長

私も決定してよいと考えます。

それでは、そのとおり決定をいたします。

以上で議題１を終了いたします。

次の議題は、「特定の共通事項に係る技術文書に関する技術評価の実施」です。

説明は、実用炉審査部門の秋本審査官からお願いをいたします。

○秋本審査官

実用炉審査部門の秋本でございます。

資料２に基づいて御説明させていただきます。

「１．趣旨」ですが、本議題は、今後提出が予定されている株式会社グローバル・ニュー

ークリア・フュエル・ジャパンと日立GEベルノバニュークリアエナジー株式会社のメーカーからの特定の共通事項に係る技術文書であるTRACG05のトピカルレポートについて、技術評価の実施を行うことを御了承いただきたいというものでございます。

「２．経緯」ですけれども、令和５年度第35回原子力規制委員会でトピカルレポートに係る規程が制定された際に、中ほどの２つの矢羽根のところに記載してありますとおり、今後会合を設けて規程にのっとして対応すること、体制について杉山委員に御担当いただき、プラント審査担当審議官を担当指定職とし、実用炉審査部門を中心に、技術基盤グループの職員も参画して構成することが了承されております。

令和８年８月31日にメーカーからTRACG05のトピカルレポートに係る提出前の要件等確認の申出がございました。規程5.1に基づき、９月14日にメーカーと面談を行い、対象要件を満たしているかと対象分野に該当しているかの確認を行いました。

確認の結果は３．に記載のとおりでございますが、TRACG05が運転時の異常な過渡変化における事象の解析等を取り扱うものであること、次のページの（４）に記載がございますとおり、BWR（沸騰水型原子炉）の10×10燃料の導入に当たって、具体的に複数の設置変更許可等に参考文献として当該トピカルレポートを用いる予定としていることなどを確認いたしました。

本件トピカルレポートは対象要件を満たし、対象分野にも該当していると認められるため、規程5.1に基づき、メーカーに面談でその旨の通知を行う予定としております。

「４．技術評価の実施」ですが、今後メーカーから本件トピカルレポートが提出されたときはこれを受理し、通しページの４ページにございます別紙の体制で会合を開催し、技術評価を行うことを御了承いただければと思います。

「５．今後の予定」ですが、通知を行った後、メーカーからどの程度で本件トピカルレポートが提出されるのかが不明なところなのですけれども、速やかに提出がなされた場合には、年内をめどに初回の会合を開催したいと考えております。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

質問、コメント等ございますでしょうか。いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

補足といいますか、このTRACG05のトピカルレポートですけれども、少し前に10×10型のBWR燃料の型式証明という案件がありまして、あれは燃料の設計の型式証明というもののなのですが、その燃料を導入しようと思うプラントの個別の審査では、燃料の設計に係る部分はその型式証明というものを利用することで説明の詳細は省略することができて、その燃料を使った場合の安全解析を使うときに何らかの解析コードを使うのですけれども、そのときにTRACG05コードを使いたいと。そのTRACG05というものが信頼に足るものなのかということを説明する部分というのが、個別審査のたびにあちこちで出てくるということ

を合理化するために、そのコードそのものの確認というものをトピカルレポートの中でして、これが認可されたら、今後それをそれぞれの利用するプラントで引用していくという、そういうためのものだということで、炉心の燃料解析に使うものなので、まず、燃料に関する知識を持っている人がこれを判断する必要があって、そして加えて熱流動現象がメインで、かつ、そこに連動してくる核的な、つまり原子炉物理ですね。なので、その分野の人たちを集めて、この評価を行っていくという、そういう話であります。ただ、やはり主役は熱流動の専門家ということで、その分野で大変言ってみれば第一人者とも言える先生の方にも協力をお願いしているところであります。

以上、補足でした。

○山中委員長

ありがとうございました。

委員の方から、何か御質問、コメント等ございますでしょうか。

どうぞ。

○長崎委員

私はこのコードそのものはよく分からないのですが、例えば10×10燃料というのは日本はこれからということですが、世界的にはもう20年から使っているの、ある意味アメリカなどの実績といういろいろなデータがあることをもって実施をしていこうという、そういう流れの方向を考えられているのか、もっと新しいこと、どうやってこれを我々は最後、いいよと判断できるようにしていこうとしているのか、その流れみたいなところを教えておいていただけますか。

○秋本審査官

実用炉審査部門の秋本です。

基本的には、海外の試験データだとかを用いて彼らが説明してくるのだと思います。その試験データと解析コードがフィットしているかとか、そういったところを確認していくことになるかと思っております。

○長崎委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほかいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

トピカルレポート制度そのものは保安院（原子力安全・保安院）時代からあった制度でございますけれども、原子力規制委員会になって、私の記憶では初めてかなと思うのですが、それでよろしいですか。

○秋本審査官

実用炉審査部門の秋本です。

その認識で、初めてでございます。

○山中委員長

どうぞ。

○山岡委員

この議論は大体大ざっぱに言ってどのぐらいの時間が掛かるか分かりますか。

○秋本審査官

実用炉審査部門の秋本です。

議論をしてみないと何とも言えないところかと。我々も原子力規制委員会になって初めての試みですので。ただ、彼らとしては、1年ぐらいをめどに終わらせたいというのは考えているようなのですが、議論してみないと分からないというところです。

○山岡委員

分かりました。ありがとうございます。

○山中委員長

杉山委員から説明がございましたけれども、大川先生ほか有識者の先生方、熱流動の御専門でございますし、しっかりとした議論をしていただければと思います。

民間規格の技術評価と類似した議論のやり方になっていくのかなと推測はいたしますし、期間としても、それなりに物量が恐らくございますので、1年程度は掛かるものなのかなと私も推測をしておりますけれども、初めてのことでございますので、この辺りは杉山委員にリーダーになっていただいて、丁寧に審査をしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、TRACG05のトピカルレポートに関する技術評価を別紙の体制で実施することを了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

私も了承してよいと考えます。

それでは、そのとおり了承したいと思います。

以上で議題2を終了いたします。

本日予定していた議題は以上となりますけれども、配付資料について、実用炉審査部門の渡邊補佐から説明をお願いいたします。

○渡邊補佐

原子力規制庁実用炉審査部門の渡邊です。

配付資料ですが、タイトルのとおりでして、令和8年9月25日、中部電力株式会社から別紙のとおり申請を取り下げる旨の通知がありましたので、こちらを共有させていただきます。

なお、取下げを受けまして、それら申請に対して処分を行わない旨の通知をしておりますので、そちらを参考として付けております。

以上になります。

○山中委員長

質問、コメントはございますでしょうか。

念のため時系列だけ、いつ取下げ申請があつて、処分しないという我々からの通告というのでしょうか、それをいつやったかという時系列だけ教えていただけますでしょうか。

○渡邊補佐

ありがとうございます。

実用炉審査部門の渡邊です。

中部電力から申請取下げを受けましたのは、9月25日の10時頃受けております。それに対しまして、我々が処分をしない旨の通知につきましては、内部手続をその日中に進めておりまして、夕方6時頃、内部手続が終わったものになります。公印の処理とか事務手続がありますので、事業者にお渡ししたのは週明け、今週月曜であったと思っております。

以上です。

○山中委員長

御質問、コメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

申請の取下げの申出があつて、我々は処分しないということで連絡をいたしたということで、特に委員会として何か対応することはないと思いますけれども、よろしいでしょうか。

そのほか何かございますでしょうか。

特にないようですので、本日の会議はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。